

政 策 提 言 書

障がい者の自立に向けて

～すべての市民が支えあい、

こころ豊かになるまちを目指して～

令和7年3月6日

岡 谷 市 議 会

(担当委員会 社会委員会)

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	調査研究の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	調査研究内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
	(1) 行政との意見交換・課題共有・・・・・・・・・・	P 3
	(2) 国・県・シンクタンクの取り組み状況・・・・・・・・	P 4
	(3) 先進事例、行政視察・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
	(4) 事業者・市民・各種団体の取り組み・・・・・・・・	P 13
4	調査結果のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 18
5	提言事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 20
6	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 23

○障がい者の表記について

「障がい者」の表記については、国等の法律名称以外は『障がい者』で統一するものとします。

○本提言書の対象者に対する考え方

国の定める障がい者は大きく、「身体障がい」、「知的障がい」、「精神障がい」に分けられますが、本提言においてはすべての障がい者を対象にします。

1 はじめに

岡谷市議会では、平成29年3月に制定した「議会基本条例」の取り組みの一環として、総務、社会、産業建設の3常任委員会においてそれぞれにテーマを設定し、2年間をかけて調査研究を重ね「政策提言書」を作成し、市に提出することとしております。

令和5年度は3回目の政策提言書の作成に向けてスタートの年であり令和6年度には一定の方向性をまとめ市に提出する運びとなります。

社会委員会では、委員会で所管する市の事業における課題や問題点を抽出し議論を重ねた結果「障がいのある人が楽しく生きがいをもって生活できる環境が整っているのか」に注目をして調査、研究を開始いたしました。

国においては、障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参画の促進を図っているとしております。

また岡谷市においては、第5次岡谷市障がい者福祉計画が策定され、障がいのある人一人ひとりの個性や能力が尊重され、だれもが身近な地域で自立した生活を送ることができるよう「みんなが結びつき、支えあいが重なる共生の街を目指して」を基本理念として、福祉サービスの向上に向けて進めています。全国的には障がいのある人は増加傾向にあり、とりわけ精神に障がいのある人は大きく増加しているほか、障がいのある児童や発達に支援が必要な児童も増加し続けています。

障がいのある人やその家族が抱える課題も複雑化・複合化するなど障がい者（児）及び家族を取り巻く環境は大変に厳しい状況であります。

このような状況の中、国及び行政が進めている福祉サービスを必要とする方々にどこまで福祉の手が行き届いているか調査の必要性和その対策は急務であると考えられます。

2年間にわたり先進地の視察や、障がい者雇用を進める企業や福祉事業所、障がいのある人とその家族の皆さんから多くの課題をお聞きする中で、「障がい者の自立に向けて」をテーマとして導き、ここに一定の考えをまとめ政策提言書を提出させていただきます。

2 調査研究の経過

●令和5年度

5月24日(火)	社会委員協議会	・令和5年度年間計画について ・政策提案・提言について
6月13日(火)	政策提言検討会	・政策提案・提言に向けたテーマの個別検討 ・行政視察について
6月20日(火)	社会委員会	・政策提案・提言に向けたテーマの個別検討 ・行政視察について
7月24日(月)	政策提言検討会	・政策提案・提言に向けたテーマについて ・行政視察・現地視察について
8月3日(木)	政策提言検討会	・行政視察・現地視察について ・市側との勉強会について
9月1日(火)	社会委員会勉強会	・社会福祉課との勉強会
9月13日(水)	3団体と市議との懇談会	共通テーマ「市議会議員選挙定数割れについて」 社会委員会テーマ「市民の医療と健康増進について」 「障がい者の自立支援について」
9月23日(月)	政策提言検討会	・行政視察・現地視察について
11月14日(火)～16日(木)		社会委員会行政視察 ・栃木県小山市(パステル) ・栃木県真岡市(WinGraffiti(株)) ・茨城県水戸市(えこみっと) (障がい者共同受発注センター)
12月11日(月)	政策提言検討会	・行政視察報告について
6年1月19日(金)	政策提言検討会	・行政視察報告について
1月23日(火)	懇談会	・議会報告会(カルチャーセンター)

●令和6年度

4月11日(木)	社会委員協議会	・政策提案・提言の取り組みについて ・行政視察について
4月22日(月)	政策提言検討会	・行政視察について(視察先検討)
5月7日(火)	政策提言検討会	・行政視察について(視察先検討)
5月13日(月)	政策提言検討会	・行政視察について(視察先検討)
5月27日(月)	政策提言検討会	・行政視察について(視察先決定)
6月6日(木)	政策提言検討会	・行政視察について(質問事項検討、行程)
7月4日(木)	現地視察	・「エコファおかや」 ・「希望の里 つばさ」
7月5日(金)	懇談会	・湊公民館いちい学級との意見交換
7月16日(火)	政策提言検討会	・行政視察について(最終行程作成)
7月24日(水)～26日(金)		社会委員会行政視察 ・神奈川県川崎市(日本理化学工業㈱) ・神奈川県横浜市(横浜ラポール) ・山梨県北杜市(緑樹会)
8月23日(金)	政策提言検討会	・政策提案・提言のポイント、構成について
9月13日(金)	政策提言検討会	・行政視察報告について
10月2日(水)	懇談会	・保護者との懇談会(諏訪湖ハイツ)
10月4日(金)	現地視察	・「エプソンミズベ株式会社」

10月17日(木)	懇談会	・カルチャーセンターいちい学級との意見交換
10月23日(金)	政策提言検討会	・政策提案・提言ポイント、課題抽出
11月7日(木)	政策提言検討会	・政策提案・提言たたき台作成・修正
11月20日(水)	政策提言検討会	・政策提案・提言素案作成
12月9日(月)	政策提言検討会	・素案修正
12月16日(月)	政策提言検討会	・素案完成
7年1月9日(木)	第1回政策討論会議	
2月4日(火)	第2回政策討論会議	

3 調査研究内容

(1) 行政との意見交換・課題共有

令和5年9月1日、政策提言の内容を絞り込むため『第5次岡谷市障がい者福祉計画』を進める、社会福祉課の障がい福祉担当者との意見交換を行い課題の抽出を行った。

① 障がい者福祉の現状

全国的に障がい者数は増加傾向にあり、とりわけ精神障がい者は大きく増加しているほか、障がい児や発達に支援が必要な児童も増加し続けている。また、障がい者の高齢化や障がいの重度化、さらには障がい者やその家族が抱える課題が複雑化複合化するなど、障がい者を取り巻く環境も変化しつつある。

② 障がい者福祉の課題

ア 障壁のない地域共生社会の実現

障がい者に対する理解や正しい認識、ノーマライゼーションの普及、幼少期からの福祉学習など、障壁のない地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要である。

イ 地域における生活支援と社会参加の充実

地域の中で、自分らしい生活を送るために必要な障がい福祉サービスの適切な提供のほか、多様な社会参加として、スポーツや芸術活動、文化活動など、あらゆる分野における活動機会の充実が必要である。

ウ 生涯にわたる切れ目のない支援体制の強化

障がいのある人もない人も、等しく平等な機会が保障されなければならない。生涯のどのライフステージにおいても、総合的な相談支援を提供できる体制の構築と障がいの程度や生活上で必要とされる、保健、医療、福祉教育など幅広い分野での切れ目のない支援体制の強化が必要である。

エ 生活の安定と自立への支援

障がい者がその能力や適性に応じて働くことができる環境作りが必要。また、施設が請け負う作業の受注機会の減少や賃金、工賃の低さも課題となっている。生活の安定のための各種手当の給付のほか、多様な就業機会の確保や障がい者就労施設等からの物品の調達など、障がい者の経済的自立に向けた支援が重要である。

オ 安全で暮らしやすい生活環境の整備

障がい者が住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けるためには、生活のあらゆる場面で障壁のない生活環境や基盤の整備が重要。住環境の整備をはじめ、移動しやすい環境の整備、防災対策や防犯対策など、障がい者に配慮した総合的なまちづくりが必要である。

カ 障がい者の権利擁護の推進

障がい者は、自らの権利を主張することができないことも多く、他者からの権利侵害を受けやすい状況にある。虐待や差別などの悪質な権利侵害の防止、身の回りのことや金銭管理ができないケースへの対応など、権利擁護の強化が求められている。このため、障がいを理由とする差別の解消、障がい者に対する虐待防止、さらには成年後見制度の利用促進を図る必要がある。

（２）国・県の取り組み状況

① 国の障がい者施策推進の経緯

戦後、国内における障がい者施策は着実に進展はしたが、身体障がい、知的障がい精神障がいそれぞれ個別の枠組みで施策が進められ、また福祉を中心としつつ、雇用、教育、医療といった行政分野別に施策が進められて行く傾向であった。

昭和45年 心身障害者対策基本法の制定により、我が国における総合的な障がい者施策推進の基本理念が初めて法的に確立されている。

平成以降の動き

平成 5年 障害者基本法

（障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加促進を規定し、障がい者の完全参加と平等の位置付け）

16年 発達障害者支援法

（発達障がいの概念の明確化と主に支援対策の推進）

18年 障害者自立支援法

（就労支援の強化、福祉サービス提供体制の強化）

〃 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

（障がいのある人等が日常生活等において総合的なバリアフリー化の推進）

- 平成20年 障害者の雇用促進等に関する法律の一部を改正する法律
(障がいのある人の就業機会の拡大による職業的自立の推進)
- 24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
(障がい福祉サービス事業者等から優先的に物品や役務を調達することの推進)
- 25年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別禁止)
- 26年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(地域社会での共生の実現に向けて、障がい者の自立を総合的に支援するための新たな障がい福祉施策を講じる(障害者総合支援法))
- 〃 障害者の権利に関する条約の批准
(障がい者の権利及び尊厳を保護し促進するための包括的かつ総合的な国際条約)

国の障がい者施策は現在までに、障がい者の保護から自立、社会参画へと動いている。その背景には、国際条約である「障害者の権利に関する条約」の批准がかかわっており、この権利条約が国内の法制度も大きく変えたといえる。

② 県の動向

県においては、平成5年の「障害者基本法」の改正により、障がい者計画の策定が義務化された。計画は基本理念と基本的視点を基盤とし、具体的な施策を分野別に体系化してプランが策定されている。

直近の令和6年からの長野県障害者プラン2024年では、「障がいのある人の権利擁護と共生社会の実現」「自ら選んだ場所で「安心」して暮らせる環境づくり」「心」の豊かさを感じられる生活の実現」を基本的視点とし、今後6年間に取り組むべき障がい者福祉施策推進の方向が示されている。また、令和4年度からは「障がいのある人もない人も共に生きていく長野県づくり条例」が施行され、障がいの有無に関係なく、お互いの個性を尊重し、支えあい、活かしあう社会を目指し、さまざまな制度改革が今後も検討されていく。

③ 市の動向

本市では、長野県と同様、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める、市町村計画としての障がい者計画を策定。現在、「第5次岡谷市障がい者福祉計画」としている。この計画を進めるために、国の動向や社会情勢、地域ニーズ等を勘案し、新たに「第7期岡谷市障がい福祉計画・第3期岡谷市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、基盤整備等に取り組んでいる。

(3) 先進事例、行政視察

令和5年度

1. 社会福祉法人「パステル」

(令和5年11月14日(火)／栃木県小山市)

【施設概要】

多機能型事業所6、障がい者支援施設1、居宅介護事業所1、共同生活援助事業所15、相談支援センター5、障がい児通所支援事業所2か所を総合的に運営している。

【施設理念】

「自立へのステージ」をコンセプトに、障がいのある人(児)を対象に「楽しく働き・元気に遊び、豊かに住もう」をモットーに障がい福祉サービスを総合的に支援する事業所となっている。

【事業内容】

生活支援・就労支援・相談支援・児童発達支援などの事業所を運営しながら、利用者460人、グループホーム99人、入所者30人、スタッフ240人の規模。全国4か所あるミュージックケア施設(※1)の1つである。

(※1) ミュージックケア施設とは、音楽の特性を生かして対象者の心身に快い刺激を与え、その人がその人らしく笑顔で生きるための援助をする施設である。

【特記事項】

一人ひとりを大切にする多様性のある生活様式や、長寿社会に対応できる新しい生活の仕組みづくりと工賃引き上げのためのブランド力(売れる商品)を生み出すことを重視している。さらに、社会問題となっている「ひきこもり」に対し、社会復帰に向けた中間会社の起業を行い社会復帰できる人を増やしたいと意欲的に取り組んでいる。

【考察】

① 本人が納得して働くことでの自立

自立を追求し分業化や職種を増やすことで、障がい者の専門性を高めた結果、1次・2次・3次産業全て揃った施設となっている。また、工賃が5,000円、10,000円、30,000円と増加すると家族の見る目や、本人の意識・姿勢が変わる。

② 付加価値を高める努力と地域交流

独自の商品開発など仕事の創出を行うことで付加価値を高めている。レストランや地元の家庭菜園で育てた野菜を販売するスペースなど地域との交流も大切にし、地域になくてはならない施設となっている。障がいがあってもなくても働ける環境を持ち地域に愛され必要とされる事業所となるよう努力することが重要となる。

2. WinGraffiti 株式会社「わらくや」

(令和5年11月15日(水)／栃木県真岡市)

【会社概要】

就労継続支援A・B型事業所「わらくや」、障がい児放課後等デイサービス「わらくやJr.ドリーム」、純国産鶏もみじの平飼い赤玉「ゆいのたまご」生産、直営ストアなどの事業を展開している。

【会社理念】

「障がいを人生の障害にはしない」「障がい者が就労してなぜ儲けを出してはいけないのか」などの思いのもと、商品に付加価値をつけている。

【事業内容】

特徴的な事業として「ゆいのたまご」の生産がある。純国産鶏もみじ1,200羽の平飼い飼育を行い、こだわりの卵を生産し販売している。ここで採れるたまごは、真岡市のふるさと納税の返礼品にもなっている。

また、外部からの発注を受けた「ろく助の塩」等のラベル張りでは専用の機械も導入し高技術、高単価（月商100万円）を実現した。

【特記事項】

2014年11月全国初の「厚生労働省中小企業障がい者多数雇用助成事業」認定。

【考察】

① 養鶏事業の取り組み

養鶏は、夏でも冬でも年間を通して同じ作業であり分業化しやすく個人の熟練度もあがるため障がいを持つ人に向いている。農業では季節に合わせ作業が変わり、次の作業が何かわからないため不安になる方が多いので難しい面もある。

② 付加価値をつける事業

「障がい者は儲けてはいけないのか」という強い思いから、利用者・家族が豊かになる仕事を常に考え、付加価値をつけることで最低賃金以上の仕事とすることに成功している。ここで生産される「ゆいのたまご」は、1個300円で販売できている。何か特徴のある一流のもの、それがあるか無いか非常に重要であり、障がい者の自立に対して参考となる点が多い。

「ゆいのたまご」ブランド化の一例



ゆいのたまご
臭みのない濃厚な味が特徴



紅珠（こうじゅ）
海洋微生物を餌に混ぜている
ため黄身が赤いのが特徴



黄菊（きぎく）
餌にマリーゴールドを配合
黄色が強いのが特徴

出典:「ゆいのたまご」ホームページより

3. 水戸市清掃工場「えこみっと」

(令和5年11月15日(水)／茨城県水戸市)

【施設概要】

1日の処理能力が330トンのごみ焼却場と、55トンのリサイクルセンター等からなる清掃工場である。なお施設建設時から障がい者が作業を行うための仕事を確保してきている。

【事業内容】

障がい者はビン・缶類の分別作業を手作業で行っている。

【特記事項】

就労継続支援A型では定員10名のところ現在利用者は9名。最低賃金を適用しており平均賃金は交通費込みで月124,883円(令和4年実績)作業時間は8時40分から15時40分。就労移行支援では定員10名のところ現在1名。訓練生として工賃は500円/時となっている。

【考察】

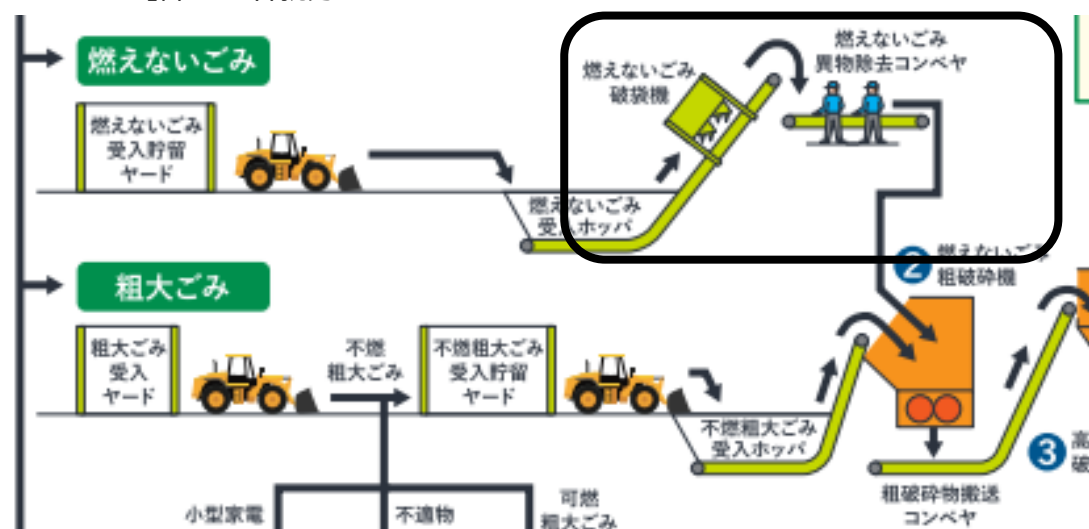
① 缶類とビン類の一括収集

資源物収集の際に缶類とビン類を分別して収集してしまうと、就労継続支援A型作業所としての仕事なくなってしまうため、障がい者の働く場を確保するためあえて分別せずに収集している。

② 市の障がい者福祉施策と市民意識

水戸市の障がい者福祉への手厚い施策が感じられ、市民意識の高揚にもつながっているとのことであった。

「えこみっと」障がい者就労イメージ



出典:「水戸市」ホームページより

4. 「水戸市障がい者共同受発注センター」

(令和5年11月15日(水)／茨城県水戸市)

【事業内容】

平成27年に障がい者福祉課内に水戸市障がい者共同受発注センターを開設した。市内の就労支援施設において安定的な仕事の確保と製品の販路拡大を図るための事業となっている。ここで作成された「水戸市障がい者就労支援施設製品・作業カタログ」には、食品・野菜や花苗・手芸品・雑貨、作業・役務、カフェ・レストランなどの情報と就労支援施設の所在地、店舗の地図のほかには最後のページにはFAXの注文用紙もつけている。

【特記事項】

市では第6次総合計画において就労継続支援B型の平均工賃を月額2万円にする目標をたてて障がい者の工賃向上を目指している。障がい者の生活能力向上と自立に向けての経済的な課題に対する取り組みとして評価できるものとなっている。

【考察】

① 市の規模に合わせた運営

人口規模が大きい障がい者就労支援施設も多くあり、大きな規模の共同受発注センターが運営できている。また、市役所でも課ごとに商品をカタログより優先調達する使用目標があり、障がい者福祉への意識の高さを感じる。事業を進めるうえで行政との連携が重要であり課題と考える。

② 販路拡大への支援

障がい者就労支援施設と連携して販路拡大等を支援していく必要がある。

「水戸市障がい者就労支援施設製品・作業カタログ」(抜粋)

水戸で出会う そしてつながる ここから広がる

**水戸市
障害者就労施設
製品・作業
カタログ**

1 食品

パン、菓子、弁当、コーヒー、加工食品

「おいしいね」笑顔の姿が嬉しく、
かきとつと丁寧に作られています。
食料の美味にこだわって、
心ざきめくもの。
ここでも味わえないものを提供しています。
どれもやさしい味わいです。

石巻産菓子パン
100~200円

くるみレーズンカンパニ
500円

みくろパン各種
100~220円

3 手芸品・雑貨

布製品、アクセサリー、生活雑貨

「かわいいね」って褒めていただけるように、
「おしゃべりしたいな」が聞かれるように、
ひと手間も、ふた手間もかけて作られています。
見えないところにもこだわって、
どれもオンラインの逸品です。

かがやき織り
500~3,000円

トートバッグ
200円

トートバッグ
800円

令和 6 年度

1. 「日本理化学工業株式会社」

(令和 6 年 7 月 2 5 日 (木) / 神奈川県川崎市)

【会社概要】

日本理化学工業株式会社は昭和 1 2 年に創業し、黒板用チョークの製造からスタートした企業である。川崎市と北海道美唄市に工場を構え、国内チョーク市場で 7 0 %以上のシェアを占めている。

【事業内容】

昭和 3 5 年から障がい者の雇用を開始し、現在では従業員の約 7 割が知的障がい者である。

能力に応じた作業内容と、障がい者が働きやすい環境を整え、視覚的な工夫など作業の改善により、それぞれが「みんなで働く社会」の実現を目指し、障がい者の自立と社会参加を推進している。

製品の開発においては、チョークのニーズ低下に対応し、ホタテの貝殻を再利用したダストレスチョークや水拭きで消せる窓ガラス用クレヨン「キットパス」などの新製品を開発している。

【特記事項】

障がい者には最低賃金以上の給与が支給されており、安定した収入により障がい者の自立と家族の安心が確保されている。

【考察】

① 障がい者が誇りを持つ職場環境

障がい者が「ものづくりの職人」として誇りを持ち、働ける職場環境が整っている点が特徴的である。

② 雇用と地域社会への貢献

障がい者雇用を継続しつつ、利益を上げるしくみは、障がい者を雇用する企業のお手本である。障がい者の働く姿勢は地域全体へのつながりを強めるとともに、これからの社会の方向性を示している。

③ 時代の変化に応じた柔軟な対応

チョークのニーズ低下に対応して新製品を開発するなど、時代に応じた柔軟な経営が実施されている。このことが 障がい者雇用安定の為の重要な要素となっている。

④ 持続可能な支援体制の意義

障がい者雇用を地域企業で支える仕組みが構築されており、これが持続可能な形で運営されている点が印象的である。

2. 障がい者スポーツ文化センター「横浜ラポール」

(令和6年7月25日(木)／神奈川県横浜市)

【施設概要】

横浜ラポールは、1992年に開設された障がい者スポーツ文化センターである。障がい者の社会参加や福祉の向上、介護者や市民の間の交流を図ることを目的とした複合施設であり、築30年を超える歴史がある。

【事業内容】

- ・スポーツ施設：屋内温水プール、メインアリーナ（バスケットコート、ウォーキングコース）、サブアリーナ（ダンス場、ボッチャコート）、サウンドテニステーブル、ボウリング場（4レーン）、芝生の屋外グラウンド、地下グラウンド、健康相談コーナーなど。
- ・文化施設：おもちゃ図書館、300席のシアタールーム、大会議室、料理・陶芸や手芸などの活動創作室など、多岐にわたって設備が整っている。

【特記事項】

運営は横浜市の指定管理を受託する公益財団法人「横浜市リハビリテーション事業団」が行い、令和5年度の1日平均利用者数は863人、年間利用者数は約29万人。一年を通して利用できる環境が整備されている。

【考察】

① 障がい者と市民の共生環境

横浜ラポールは、新横浜の日産スタジアム近隣に位置するため利便性が高く、多くの人々が利用している。障がい者が自由にスポーツや文化活動に取り組む場である。また、横浜市からの予算も充実しており、市民が共に活動できる環境が整っている点が印象的である。

② 社会参加と自立支援

障がい者に多様なプログラムが提供されており、自らの意志で参加する中で徐々に自立心を育むことができる仕組みが整っている。余暇を楽しみ、さまざまな活動に挑戦できる環境の重要性を再確認した。

③ 充実した設備による幅広い活動の機会

スポーツ施設と文化施設機能が充実しており、障がい者が多様な活動を楽しむことができる。これにより、地域社会との関わりや交流が自然に生まれる場となっている点が特徴的である。

3. 社会福祉法人緑樹会「グリーンヒルホーム」

(令和6年7月26日(金)／山梨県北杜市)

【施設概要】

グリーンヒルホームは、障がい者の自立支援を目的とする多機能型福祉施設であり、生活、就労、地域交流を支える多様なサービスを提供している。就労継続支援B型事業所「グリーンヒルプロダクツ」では封筒の作成や農作業を行い、「つどい工房杜の風」ではケーキやプリンを製造・販売している。特に「山くるみマドレーヌ」は賞を受賞し、施設運営の重要な収益源となっている。

【施設理念】

グリーンヒルホームの理念は「共に支え合い、誰もが安心して暮らせる社会を築く」ことである。利用者、家族、地域住民、職員が共に生活し、お互いを尊重しながら支え合うことを目指しており、「24時間体制の支援」と「将来の希望や悩みに寄り添う相談対応」を柱に、利用者が自立し豊かな生活を送れるよう支援を提供している。

【事業内容】

生活支援は、生活訓練児童利用者が自立した生活を送れるようサポートしている。また、就労継続支援B型事業所「グリーンヒルプロダクツ」では、封筒作成作業や農作業に取り組み、地域交流スペースを設けて地域住民と交流できる活動を行っている。グループホームでは安心して暮らせる住まいを提供し、日常生活を支えるサポート体制を整えている。

【特記事項】

「つどい工房杜の風」では、ケーキ職人の指導のもと、ケーキやプリンなどを製造し、市内のスーパーや道の駅で販売。地域の食文化と連携し収益を得ることで施設の運営を支えている。

【考察】

① 地域連携と就労機会の確保

グリーンヒルホームでは、障がい者の自立支援を目的として地域との連携を重視しているが、現状では、地域の就労先の選択肢が限定されている。障がい者が働きやすい場を広げることが地域全体にとって重要な課題となっている。

② 福祉分野の人材不足

福祉分野では、職員の労働条件の課題（入浴や排泄の介助、車椅子からベッドへの移動など、体力的な負担や不規則な勤務体制）による人手不足や給与の低さが課題であり、高齢化による介護ニーズの増加と、高齢化が進む中で若手の人材の確保が難しい状況が続いている。

③ 地域の特性に応じた支援体制

大都市と地方では、障がい者支援の状況やニーズが異なる。特に地方では就労機会の少なさや介護スタッフの不足が目立ち、それぞれの地域の特性に応じた支援体制の構築が必要である。

(4) 事業者・市民・各種団体の取り組み

1 指定障害者福祉サービス事業所 「エコファおかや」の取り組み

【実施日】 令和6年7月4日

【視察先】 障害者福祉サービス事業所エコファおかや 事業所長 林 義明氏

【テーマ】 障がい者の生涯における自立について

【理 念】 エコファおかやでは、障がいがあっても施設に入所するのではなく、自分の家に住んで仕事に行きたい、仕事をしたい、毎日通える場所がある。そんな暮らしをかなえるために「働くこと・暮らすことを支える」ところであり、「通ってくる人たちのできる仕事は多くないけれど、できる事を力いっぱいやって工賃をもらう」を理念に掲げ運営している事業所である。

【概 要】

岡谷市内で運営している、就労継続支援B型事業所の視察を行った。

就労継続支援B型事業に30名の方が通い、公共施設の掃除や農作業、農作物の加工販売、リサイクル作業、市内企業からの受託下請けなどの作業を行っており、また生活介護事業に6名の方が通っている。

林所長様より説明を受ける中で、「障がいとは生きにくさ」「支援とは生きにくさを補うもの」といった基本的な考え方を教えていただいた。

障がい者の方の収入については、障害基礎年金が1か月で約70,000円、エコファおかやでの作業工賃が平均月額15,000円ぐらいで、合計85,000円となり作業工賃は最低でも30,000円ぐらいの収入にはしたいとのことであった。

「障がい者の自立に向けて」の課題をお聞きしたところ、障がい者を抱える家族にとって「親がいなくなったあとの生活が心配である」とのことで、自立するにはもちろん生活の拠点が必要であり、自宅での生活やグループホームでの生活が考えられるが、生活していくためには費用もかかるし、福祉事業所の支援員が不足しており、グループホームの受入れが困難であったり、安定したサービスの提供を受けることができない現状もあるとのことであった。

【考察】

障がい者を抱える親にとって、年を取り思うような支援ができなくなっている現状や、親が亡くなった後自立して生活していくことができるのか大きな不安を抱えている。障がい者が自立して生活をしていくためには以下の問題点が考えられる。

- ①就労継続支援B型事業所の工賃と障害基礎年金を合わせた所得では自立して生活していくには難しいこと。
- ②福祉事業所の支援員不足により、グループホームへの入居ができなかったり、サービス事業所数の減少により、障がい者が満足した支援を受けることが難しい状況であること。
- ③安定した工賃を得るための仕事の確保が重要である。

2 社会福祉法人つばさ福祉会「希望の里つばさ」の取り組み

【実施日】 令和6年7月4日

【視察先】 社会福祉法人つばさ福祉会「希望の里つばさ」施設長 清沢 哲也氏

【テーマ】 障がい者の生涯における自立について

【理 念】 希望の里つばさでは、私たちは障がいがあっても、また、どんなに障がい
が重くても、人間としてあたりまえの願いを実現させ、すべての人々が「人
間らしく心ゆたかに生きていけるような地域づくり」をしていきたいと願
っていることを理念に掲げ運営している事業所である。

【概 要】

岡谷市内で運営している、就労継続支援B型事業所の現状と課題について視察を行
った。

就労継続支援B型事業及び生活介護事業に合わせて36名の方が通い、公共施設の
掃除や農作業、自主製品の製造、リサイクル作業や市内企業からの受託下請けなどの
作業を行っている。

また市内および下諏訪町にグループホーム3カ所を運営しており、清沢施設長様よ
り説明を受ける中で、障がい者の方の収入については、つばさでの作業工賃が
約15,000円と障害基礎年金と合わせると、合計85,000円と考える。

「障がい者の自立に向けて」の課題をお聞きしたところ、エコファおかや同様に障
がい者を抱える家族にとって「親がいなくなったあとの生活が心配である」とのこと
であり、同施設でグループホーム「つばさの家」を運営しているがスタッフが少なく、
また高齢化が進んでおりこの先の運営を心配している。

こちらもエコファおかや同様に福祉事業所の支援員が不足しており、グループホー
ムへの入居が困難であったり、安定したサービスの提供を受けることができない現状
である。

【考察】

エコファおかや同様の問題点が確認できた。

- ① 就労継続支援B型事業所の工賃と障害基礎年金を合わせた所得では自立して生活
していくには難しい。
- ② グループホームのスタッフ及び福祉事業所の支援員不足により、事業所数が減少
し障がい者が満足した支援を受けることが難しい状況である。

3 障がいのある人を家族に持つ保護者の皆様との懇談会

【実施日】 令和6年10月2日

【懇談先】 障がいのある人を家族に持つ保護者の皆様

【テーマ】 障がい者の生涯における自立について

【概 要】

障がいのある人を家族に持つ保護者の皆様から、「障がい者が自立すること」に対する課題や問題点について切実な声を伺った。

やはり親亡き後の生活が心配であり、障がい者の兄弟に今後の面倒を見てもらうように頼むことも親としてはできない。収入が少ないので経済的に一人で暮らすことは難しい。また親離れ子離れがお互いにできないでいることも事実としてある。

成年後見人制度も充実してきているが、有償のため費用負担ができない現状もある。

グループホームや福祉事業所のスタッフが不足しており、施設がいっぱいで入所できない現状やサービスを満足に受けることができないなどの問題点がある。

また、休日の余暇を楽しむためなどに必要な、車を用いた移動支援サービス提供の事業者が減っていることが残念である。

その他では、ようやくグループホームへ入所し一安心と思っていたが、65歳になれば障がい者福祉サービスから、介護福祉サービスへと移行となり施設の移動など次なる問題があることを知り不安を抱えている。

また体調が悪い際に、障がい者本人が病状を伝えることが難しいため色々な病院を回って診察してもらうことがあるが移動時間や待ち時間がかかり限られた時間の中では1日に対応できない。また自己表現ができないための確な診療をしていただけているのか不安が残る。

たとえば総合病院ですべての診療を行ってもらえれば大変に助かる。

いろいろな課題をお聞きすることができたが、最も重要と考えられることは、国が共生社会の実現を目指しているが、まだまだ障がい者に対する理解や、公的支援制度の充実が図られていない現状がある。

【考察】

前述の1、2同様の意見と新たな問題点を確認することができた。

- ①就労継続支援B型事業所の工賃と障害基礎年金を合わせた所得では自立して生活していくには難しい。
- ②グループホームのスタッフ及び福祉事業所の支援員の不足により、事業所数の減少や障がい者が満足した支援を受けることが難しい状況である。
- ③65歳になると障がい者福祉サービスから、介護福祉サービスへの移行の壁。
- ④総合病院による障がい者診療の充実とワンストップ診療の確立。
- ⑤国民の共生社会に対する更なる理解と充実。

4 エプソンミズベ株式会社の取り組み

【実施日】 令和6年10月4日

【視察先】 エプソンミズベ株式会社（セイコーエプソン株式会社特例子会社）

諏訪事業部部長 岩間 浩氏以下4名

【テーマ】 障がい者の生涯における自立について

【理 念】 セイコーエプソンの特例子会社で、「信頼できる仲間と、安心して、楽しく、いつまでも働くことができる」を理念に掲げ、多様な障がい者の雇用を通じて社会に貢献している会社である。

【概 要】

諏訪地域にある、就労継続支援A型事業所の現状と課題について視察を行った。

長野県内の南信、中信地域にあるセイコーエプソンの事業所に併設する形で、5カ所に拠点を設置し各拠点の状況に応じてオフィス業務・製造・製造補助業務・リサイクル・環境業務など幅広い業務を展開している。

障がい別の雇用状況は、精神（発達）：24名、身体：28名、知的：111名の合計163名でそのうち重度障がい者が約40名、平均年齢は37.9歳、平均勤続年数は13年とのことである。

就労時間は7時間45分で賃金は長野県の最低賃金から能力に応じてプラス査定し支給され、賞与が年4か月とのことで、1か月給料を計算すると、おおよそ15万円以上になるとのことである。

また、職場には支援スタッフ（障がい者職業生活相談員）、業務スタッフ、職場適応援助者（JOBコーチ）（※2）などが配置されるなど支援体制が整っている。

（※2）JOBコーチとは職場での対応やスキルの向上などサポートする人をいう。

【考察】

障がい者雇用とはいえ、一般企業としての収益性と利益を追求し、職場環境及び福利厚生もしっかりとした体制で運営がされており、従業員にとって非常に恵まれた環境の下で仕事ができていることが確認できた。

就労継続支援A型事業所の給料計算は長野県の最低賃金での計算となるため、B型事業所に通う障がい者とは所得面で大きな差が生じている。

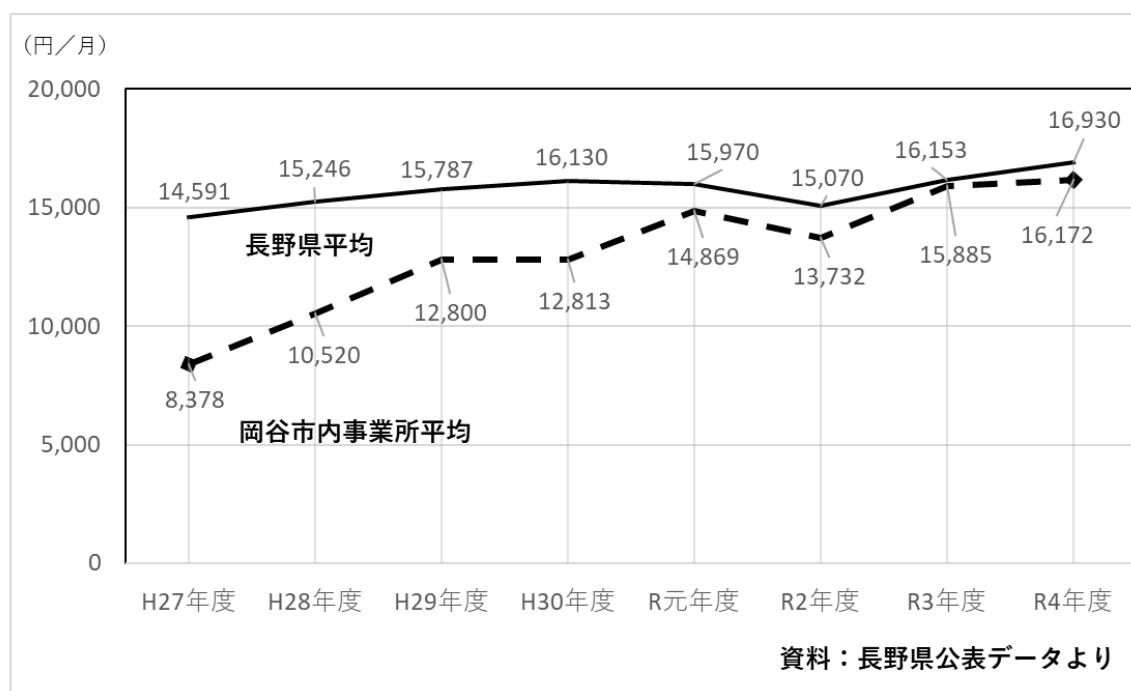
環境が良いとはいえエプソンミズベ（株）に就職するにはマッチング面談や短期トレーニングなど約3か月の研修の実施や通勤時の送迎支援は無く、公共交通などを利用して通勤するなど高いハードルではあるが、令和6年度実績では15名の採用があったとのこと。

このように企業努力によって賃金形態や職場環境が整っていれば、障がい者の皆さんにとって大変に恵まれた環境であり、収入面においてもどうにか自立して生活していくことができる金額ではないかと考える。

＜参考＞ 就労継続支援A型事業所とB型事業所との違い

	就労継続支援A型	就労継続支援B型
雇用契約	あり	なし
報酬	最低賃金以上の給料が発生	事業所で定めた工賃が発生
対象年齢	65歳未満 ※特例あり	定めなし

● 就労継続支援B型事業所の平均工賃額



● 岡谷市内就労継続支援B型事業所別、年度別月平均工賃額

(単位：円)

	施設名	主な作業内容	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1	エコファおかや	農作業、農産品の販売、リサイクル作業等	6,006	7,152	10,196	11,791	12,455	12,078	15,070	15,695
2	希望の里 つばさ	自主、委託、リサイクル	10,828	12,562	11,758	10,714	11,083	11,680	12,848	12,079
3	ソレイユ	菓子製造、クラフト制作、清掃作業等	11,343	12,931	12,709	11,260	18,039	16,011	21,535	26,767
4	はたらっき	組付け、封入、草取り作業等	5,334	8,283	15,687	18,022	18,388	18,241	23,141	18,310
5	ひだまり作業所	ウェス作り、各種箱折り等		11,672	13,652	12,278	14,379	11,822	11,004	10,347
6	ツバキハウス	パン販売、資源物回収販売等						12,559	10,744	12,102
7	アイ福祉サービス	クリーニング業務、部組み立て							16,856	17,901
岡谷市内事業所 月平均工賃			8,378	10,520	12,800	12,813	14,869	13,732	15,885	16,172

資料：長野県公表データより

4 調査結果のまとめ

「3 調査研究内容」の考察を踏まえ政策提言に向けた総合的なまとめを行った。

1. 多様な職種と分業で専門性を高める

同一の施設で多様な職種をつくるために生産から販売までを行っていた。職種が増えることで分業化による効率的な働き方を可能としていた。分業化により、年間を通じて同じ作業を行うため、障がい者の熟練度が向上して専門性が高まった。

2. 商品の付加価値を高める

利用者・家族が豊かになる仕事を常に考え、独自の商品開発を行うなど工夫を行っていた。付加価値のある仕事を行うことで、障がい者が最低賃金以上の収入を得られる仕組みの構築をした。障がい者の収入が増えることで本人や家族の意識も向上するようだ。

3. 経済的自立の難しさ

就労継続支援A型事業所では最低賃金が保証されるものの、雇用されるためには厳しい選考や研修が必要である。一方、障がい者の多くが利用する就労継続支援B型事業所では、工賃と障害基礎年金を合わせても生活費を賄うには十分でないという現状があり、就労継続支援A型事業所とB型事業所の間に所得格差が生じている。

4. 支援体制の不足

福祉分野の人手不足や職員の高齢化は、福祉サービスの質と量の低下を招くことや、事業所数の減少にもつながるため深刻な課題である。また、福祉職は給与水準が低く、労働条件が厳しいため若年層の就労が進みにくい状況にある。

5. 高齢化に伴う課題

障がい者が65歳になると、障害福祉サービスから介護福祉サービスへの移行となるためサービス内容への不安の声がある。障がいのある人やその家族、介護をする人からの生活に関するさまざまな課題や暮らしにかかわる福祉サービス、権利擁護などの相談ができる窓口の充実が重要である。

6. 医療体制の充実

障がい者は自分の症状を伝えることが難しい場合があり、通常の医療機関では理解されないことがある。障がい者が安心して医療を受けられるように、専門的かつ総合的な医療支援の強化が必要である。

7. 共生社会

障がい者にとって生活のしづらさや、生きづらさを感じるような世のなかであってはいけない。

昨今では支え合いの心や、助け合いの心、人間同士のお付き合いや地域とのつながりが薄れてきている。自分は自分、人は人ではなく世代や分野を超えて支えあい助け合う心を改めて認識することが重要である。

☆調査結果のまとめの1～7をグループ分けすると、4つのグループに分けることができた。

障がい者の自立に向けて

①働く（調査結果1. 2）

就労継続支援A型 雇用先の拡大
就労継続支援B型 工賃アップ（安定した仕事）

ブランド力（売れる商品）

行政からの仕事の確保 パソコン解体等

常設販売場

- ・スーパー
- ・中央通り
- ・公共施設
- ・一覧カタログ
- ・一般企業受け入れ 理解
- ・就労

②生活（支える）（調査結果3. 4. 5）

グループホーム、自宅 行政からの支援強化・充実
余暇

スポーツ環境 親亡きあと（成年後見）

送迎、移動手段 送迎、移動手段

福祉関連施設の
・職員待遇
・人材不足
・給料 親の支援、交流、専門家
アドバイス

③医療（調査結果6）

充実、専門職、ワンストップ

④共生社会、地域とのつながり（調査結果7）

5 提言事項

「障がい者の自立に向けて」をテーマに掲げ調査研究を進めるにあたり、「働く」、「支える」、「医療」、「共生社会」の4つのキーワードが浮かび上がってきた。

ここでは、「障がい者の自立に向けて」重要だと考える4項目について3つ提言する。

1. 「働く」環境の支援強化

障がい者が経済的に自立できるよう、働く環境の整備と支援の拡充が必要である。

工賃の向上

障がい者が従事するB型事業所の工賃アップには、販売力のある商品開発・地域の特産物を活かした「ブランド力」を強化し売れる商品開発が必要である。

常設販売所の設置

障がい者が製作した商品を安定して販売できるようにする。例えば、地元のスーパーや中央通りの空き店舗、公共施設の一部に常設の販売所を設置する。これにより岡谷市内での継続的な販路を確保ができ消費者との直接的な接点ともなる。

カタログによる情報提供

市内の障がい者施設で製作された商品やサービスへの注文・発注のための一覧カタログの作成。

ふるさと納税でのカタログの活用

企業の受け入れ理解の促進

一般企業が障がい者を受け入れる際の理解促進を図り、企業側の障がい者雇用への不安の軽減が必要である。

2. 「支える」体制の強化

障がい者やその家族を支えるための福祉サービスの拡充。

福祉施設の人材確保と待遇改善

福祉関連施設の職員確保と待遇改善を進め、給料水準を向上させ、慢性的な人材不足の解消が必要である。

親亡き後の成年後見人制度

障がい者が親の死後も安心して生活できるよう、成年後見人制度の支援を強化し、必要な生活支援が続けられる体制構築が必要である。

生活支援と余暇活動の充実

障がい者が生活の質を向上させるため、余暇やスポーツ活動ができる環境を整え、また、移動手段や送迎サービスの確保により、地域での活動がしやすいように支援が必要である。

親の支援と交流機会の提供

障がい者の家族への支援として、親同士の交流の場や専門家からのアドバイスが受けられる場の設置も必要である。

提言事項として、



1. 「働く」環境の支援強化及び、2. 「支える」体制の強化から

**★障がい者をトータル的にサポートする
専門・支援チーム(課)の新設**

3. 「医療」サポートの充実

障がい者が安心して医療を受けられるよう、専門的かつ総合的な医療支援の強化が必要である。

専門医療機関の充実

岡谷市民病院に、障がい者の特性や健康状態に対応する専門科を設置。必要な医療サービスに迅速にアクセスできる体制を整える。

ワンストップ支援

行政に対しては、医療、福祉、介護などのサービスが一括して受けられる「ワンストップ」体制を導入し、障がい者やその家族が困難な手続きに煩わされることなく、適切な支援を受けられるようにする。

提言事項として、



3. 「医療」サポートの充実から

**★岡谷市民病院において、障がい者をワンストップ体制で
診療していただく、専門窓口の設置**

4. 「共生社会」の実現に向けて

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、障がいがあってもなくても住民一人ひとりが孤立することなく暮らしに安心と生きがいをもって生活できる世の中の実現に向けて、共生社会への理解を深める取り組みが重要である。

能力の発掘

障がいのある方がその能力や可能性を最大限に伸ばし自立して社会参加できるようにする。

社会参画

地域の方々や多くの人々とのふれあいや交流を通じ、その一員として豊かに生きることができる体制の整備が必要である。

活躍の場

余暇を楽しみ生きがいになるようなスポーツや文化活動など多岐にわたる活動及び活躍の場の創出が必要である。

障がいに対する市民理解

大人から子供まで全市民が「共生社会」について正しい理解を深める取り組みが必要です。

提言事項として、



4. 「共生社会」の実現に向けてから

**★障がい者と市民が共に集い「遊びや学び」を通じて
交流のできる施設の整備**

以上、3つの提言を確実に推進することを要望いたします。

6 おわりに

令和5年度より始まった社会委員会による政策提言書の作成も無事にまとめ上げることができました。

今回は「障がい者の自立に向けて」をテーマに掲げ調査・研究を進めてきた結果、テーマの実現には解決しなければならない色々な課題や、まだまだ障がい者を取り巻く環境は厳しい状況であることを実感いたしました。

しかし、この度の調査により問題点が明確になってきたことから、国及び自治体そして我々国民が互いに力を合わせ「障がい者を支える気持ち」で課題解決に向けて取り組めば決して不可能なことではないことも事実であります。

障がいのある人を家族に持つ保護者の皆様との懇談会では切実な声をお聞きました。「この子を産んだ責任感と、かわいさ故にどうしても手をかけすぎてしまうという現実と、年老いていく自分がわが子の面倒をいつまで見ることができるのか、この子が一人になった時に自立した環境で生活ができるのか、常に不安が付きまとう毎日」とのこと、心にしみる言葉であり重要性を再認識いたしました。

今こそ岡谷市民が共生社会の実現に向けて、改めて理解と協力を試みるからこそ、障がいのある人が岡谷市の一市民として生涯において不安を抱えずに生活できる環境になるはずです。

この提言書の内容を実行していただければすべての問題が解決するような事ではありませんが、1つでも実行していただくことにより、障がいのある人とその家族にとって少しでも明るい光が差し込み不安解消と課題解決の一助となれば幸いです。

結びに、政策提言書作成にあたり勉強会や意見交換会の開催をはじめ、視察や資料収集などにおいて、多くの方々にご理解とご協力をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

岡谷市議会	社会委員会	
委員長	山崎	仁
副委員長	秋山	良治
委員	土橋	学
〃	上田	澄子
〃	田村	みどり
〃	小松	壮

